

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和7年9月1日消防 庁

# 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)に対する意 見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)について、令和7年9月2日(火)から令和7年10月1日(水)までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の結論を踏まえ、渦電流探傷試験に係る規定の整備を行うため、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 〇 意見公募対象 (別紙3参照)
  - ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和7年10月1日(水)(必着)(郵送についても、締切日に必着とします。)

### |4 規制の事前評価|

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)については、意見募集に先立ち、総務 省において規制の事前評価を実施しております(別紙4参照)。

### 5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令を公布する予定です。





#### (事務連絡先)

消防庁予防課危険物保安室 石野補佐、鈴木

TEL 03-5253-7524 (直通)

E-mail:fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示して
おります。送信の際には「@」に変更してください。

### 意見公募要領

### 1 意見公募対象

・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)

#### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の結論を 踏まえ、渦電流探傷試験に係る規定の整備を行うため、危険物の規制に関する規則(昭和 34年総理府令第55号)を改正するものです。

#### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (https://www.e-Gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)~(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人 又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電 話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

# なお、<u>提出意見は必ず日本語で記入してください</u>。

#### (1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

#### (2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: fdma. hoanshitsu\_atmark\_soumu. go. jp 総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

- ※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。
- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

- ※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。
- ※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合 があります。その場合の条件は次のとおりです。

- 〇ディスクの種類: CD R、CD RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)
- 〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。 なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承 ください。

#### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号: 03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### 5 意見提出期間

令和7年9月2日(火)から令和7年10月1日(水)まで(必着) ※郵送についても、締切日に必着とします。

### 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ の意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さ い。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予 防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担

当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に 不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ 御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示すること があります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しま すので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

### 連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担 当:石野、鈴木 電 話:03-5253-7524

FAX: 03-5253-7534

電子メールアドレス: fdma. hoanshitsu\_atmark\_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。 メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@(半角に修正して

ください)に直してください。

### 意見書

令和 年 月 日

### 総務省消防庁

予防課危険物保安室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡 担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

## 別紙様式

該当箇所	御意見

### 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)について

令和7年9月消防庁危険物保安室

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。)を改正する。

### 1. 改正内容

### 渦電流探傷試験に係る規定の整備【危険物規則第20条の8関係】

特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、渦電流探傷試験を活用できるよう規定の整備を行うこととする。

### 2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

〇総務省令第

号

危 険 物  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 す る 政 令 昭 和  $\equiv$ + 兀 年 政 令 第三 百 六 号) 第 + \_\_ 条 第 項 第 兀 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基

づ き、 危 険 物  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ よう に 定  $\Diamond$ る。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

危 険 物  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

危 険 物  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 す る 規 則 昭 和 三 + 兀 年 総 理 府 令 第 五. + 五 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ 改 正 後 欄 に 掲 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 た 規 定 。 以

下「対象規定」という。)は、これを加える。

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	ルである傷とする。)を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。 継手を模した試験片に製作した基準となる傷(長さが四ミリメートル、深さが一・五ミリメート 圧又は電流の値(電気的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。)が、当該溶接 正のである傷とする。)を走査したときに生ずる電	[2・3 略]	る。これらの場合においては、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなけれと認められたことがあるものに限る。)が対象となる場合には渦電流探傷試験を行うことができ	<ul><li>(磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合しているらない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験を、底部の溶接継手</li></ul>	9のに限る。)は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなけれ、「底部の溶接継手」という。)並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手(接	底板)、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手(以下この項第二十条の八 特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板(アニュラ板を設けないものにあつては、	(磁粉探傷試験、浸透探傷試験及び渦電流探傷試験)	改正後
記である。	新設」	[2・3 同上]		- ものでなければならない。 - 合は、浸透探傷試験を行うことができる。この場合においては、第三項に定める基準に適合する	に定める基準に適合。	(底板)、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手並びに重ね補第二十条の八 特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板(アニュラ板を設けないものにあつては、	(磁粉探傷試験及び浸透探傷試験)	改正前

附

則

この省令は、 公布の日の翌日から施行する。

# 規制の事前評価書(簡素化 A)

法 令 案 の 名 称:危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案

規制の名称:特定屋外貯蔵タンクの保安検査に活用可能な試験の追加

規制の区分:□新設□拡充 ■緩和□廃止 担当 部局:総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期:令和7年8月

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げるi又はiiのいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。 また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

### (該当要件)

\_\_\_\_ii\_\_\_

### (該当理由)

・ 特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、現行の試験よりも事業者の負担が軽い試験を実施可能とする緩和措置であり、また、いずれの試験を実施するかは事業者が選択できることから、負担の合計は年間10億円未満と推計される。

#### 表:規制の事前評価書(簡素化)の適用要件

	A - Million Har Christian Control						
	NO	該当要件					
	i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推					
		計※されるもの(様式2一①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設					
		備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。					
F	ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2―①)					

### 1 規制の必要性・有効性

### 【緩和・廃止】

#### <法令案の要旨>

- ・ 特定屋外貯蔵タンク(注)の底部溶接部に係る保安検査について、一定の条件下で渦電流探傷試験(電磁誘導現象によって試験体に発生した渦電流が傷等によって乱れる変化を検出して探傷する試験)を活用可能とするもの。
- (注) 貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が千キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンク

#### <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

・ 現行の保安検査では、試験方法として磁粉探傷試験(磁化した試験体に磁粉探傷剤を散布し、傷等によって生じた漏洩磁束の影響で形成される磁粉模様を観察して探傷する試験)及び浸透探傷試験(試験体の表面に浸透液を塗布し、余剰の浸透液を除去した後に現像剤を吹き付けることにより、現像剤が傷等の内部から吸い出した浸透液が形成する指示模様を観察して探傷する試験)が認められているものの、検査のたびにタンク内部の腐食防止等を目的としたコーティングを剥離、再塗装する必要があり、事業者の負担となっていることから、コーティング上から探傷可能な試験方法の活用が望まれている。

#### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

・ 渦電流探傷試験を活用することでタンクのコーティング上から探傷が可能となることから、「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の報告書(令和7年3月26日)を踏まえ、特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、一定の条件下で渦電流探傷試験を活用可能とする。

### 2 効果(課題の解消・予防)の把握

#### 【緩和・廃止】

・ タンクのコーティングの剥離、再塗装が不要な試験を導入することで事業者の負担が軽減される。10 万キロリットル級のタンクの場合、一基当たりで工期については約1~2か月、費用については約15~30 百万円の削減が見込まれる(石油連盟から聴取)。

### 3 負担の把握

#### 【緩和・廃止】

#### <規制緩和・廃止により顕在化する負担>

・ 事業者の負担軽減を目的として、検査に一定の条件下で活用可能な試験を追加するものであり、現行と同等の検査が行えることを確認していることから、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

### <行政費用>

・ 特定屋外貯蔵タンクで発生した事故については、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及 び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

### 4 利害関係者からの意見聴取

### 【緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

・ 調査検討会において、一定の条件下であれば渦電流探傷試験が現行の検査と同程度の検査水準を確保できることについて、オブザーバーである関係業界団体から特段異論はなかった。

### <関連する会合の名称、開催日>

・ 新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会(令和6年7月1日、令和6年 11月18日、令和7年2月17日)

### <関連する会合の議事録の公表>

• https://www.fdma.go.jp/singi\_kento/kento/post-162.html

### 5 事後評価の実施時期

### 【緩和・廃止】

・ 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。